

大阪府化製場等に関する法律施行条例

(畜舎等の構造設備の基準)

第十四条 法第九条第二項の条例で定める公衆衛生上必要な基準は、別表第二の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める要件を備えることとする。

別表第二(第十四条関係)

区分	要件
畜舎	<ol style="list-style-type: none">1 床は、不浸透性材料で造られ、かつ、適当な勾こう配及び排水溝が設けられていること。2 内壁は、飼養し、又は収容する動物の種類に応じ、適当な高さまで清掃に支障を来さない材料で造られ、かつ、清掃に支障を来さない構造であること。3 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さ及び高さであること。4 床の周辺の地面で、汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、不浸透性材料で覆われ、かつ、適当な勾こう配及び排水溝が設けられていること。5 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。6 次のいずれかに該当する汚物処理設備が設けられていること。<ol style="list-style-type: none">一 汚物だめ及び汚水だめ二 汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合にあつては、汚物だめ7 畜舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通じる排水溝が設けられていること。8 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる畜舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあつては、次に掲げる要件を備える飼料取扱室(以下「飼料取扱室」という。)が設けられていること。<ol style="list-style-type: none">一 床は、不浸透性材料で造られ、かつ、適当な勾こう配及び排水溝が設けられていること。二 換気扇を備えた排気装置その他臭気を適当な高さで屋外に放散することができる設備が設けられているこ

	<p>と。</p> <p>三 洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>四 密閉することができ、かつ、飼料の取扱量に応じ適当な容積の容器が備えられていること。</p>
家きん舎	<p>1 内部は、清掃に支障を来さない適当な広さ及び高さであること。</p> <p>2 鶏の家きん舎の床は、砂浴場の部分を除き、清掃に支障を来さない材料で造られ、かつ、採ふんに便利な構造であること。</p> <p>3 あひるの家きん舎の床は、不浸透性材料(バッテリー式の家きん舎にあっては、不浸透性材料又は板)で造られ、かつ、適当な勾こう配及び排水溝が設けられていること。</p> <p>4 あひるの家きん舎にあっては、洗浄用水を十分に供給することができる給水設備が設けられていること。</p> <p>5 次のいずれかに該当する汚物処理設備が設けられていること。</p> <p>一 鶏の家きん舎にあっては、汚物だめ</p> <p>二 あひるの家きん舎にあっては、汚物だめ及び汚水だめ(汚水の浄化装置が設けられている場合又は汚水を終末処理場のある下水道に直接流出させることができる場合にあっては、汚物だめ)</p> <p>6 家きん舎から汚水だめ、汚水の浄化装置又は終末処理場のある下水道に通じる排水溝が設けられていること。</p> <p>7 魚介類の臓器、食物の残廃物等を調理して飼料として用いる家きん舎で、調理に際して著しい臭気を発するものにあっては、飼料取扱室が設けられていること。</p>

備考

- 1 「畜舎」とは、牛、馬、豚、綿羊、やぎ又は犬を飼養し、又は収容する施設をいう。
- 2 「家きん舎」とは、鶏又はあひるを飼養し、又は収容する施設をいう。